

Samurai and Fief in the early modern period

高野, 信治
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1546823>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 57, pp.1-25, 2014-03-31. Manuscript Library, Historical Records Section, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



近世の武士と知行

高野信治

はじめに

知行とは中近世の土地支配を示す概念で、知行制はその授受を通じて成立した政治社会制度である。武士層内では奉公をうける主君と御恩（知行）を与えられた家臣との主従関係、また、土地支配の面では領主と領民との関係をそれぞれ構成・規定する。前者を基準に言えば、近世では、將軍と直臣である大名（大名知行）や旗本（旗本知行）、また大名と家臣（家臣知行）との主従関係で成立する。しかし、大名家臣とその家臣（大名からみれば陪臣、又家来）との間に知行関係が成り立つ場合もあり、武士社会における重層的な制度である。とはいえ、同質というわけではなく、とくに領主と領民との関係で違いがあった。このうち家臣知行については、近世の大名・藩権力との確立を規定する重要な問題として、これまで論じられてきた、古くて新しい問題でもある。筆者は旧族居付の外様大名領に幕末期まで見られる傾向が強い地方知行をめぐり、例外的とする大方の通説に対し、むしろ存在する意味を、様々な観点から検証する必要性を主張してきた。¹⁾ 本稿は、かかる問題を近世武士の「家」や治政認識にリンクさせる立場から改めて整理し、今後の議論の捨て石になればと思ひ草したものである。

一、大名知行と家臣知行

まず大名知行制の問題から瞥見しておこう。これは幕府・將軍へ大名が奉公（基軸は軍役）をはたらき御恩として与えられた知行、すなわち領地と領民を大名が統治支配する制度といふことができる。大名知行制は中世期を通じて形成された。大名とは本来多くの名田を有した階層を指したが、武士が社会的に優位な地位を確立する鎌倉時代以降には有力な武士が大名と呼ばれた。そのなかには鎌倉幕府から守護に補任されたものもあり、室町時代では幕政に携わると同時に各地の統治にあたり守護大名と呼ばれた。彼らはその領地を拡大していくが、そのもとから台頭してきた戦国大名は在地掌握を進め領地の集中化（一円知行）がみられるようになった。このように鎌倉・室町・戦国期を通じて形成された大名が江戸時代の徳川將軍との主従関係の成立のなか近世大名となった。なお、戦国大名によって家臣化された階層の知行制は、近世大名と家臣との関係や一大名としての性格も有する徳川氏と旗本などとの関係に展開したとみられ、知行地給付の場合、地方知行制と呼ばれる。

大名知行制は地方知行制と相違し、一万石以上の領主（大名）であり、その領地支配の権限は武家諸法度等の幕府法の制約内ではあるが、地方知行の拝領をうけた領主（給人）のそれよりもはるかに強い獨自性が行政・司法・立法などの各面で認められた。大名知行の宛行は將軍の代替わりごとに知行状と領地目録が与えられ、大名からは誓詞が提出された。大名は自領地の一部を直轄領（蔵入地）として確保し、残余を家臣への恩領として知行を宛行した。これが地方知行であるが、大名は家臣（給人）の知行権を漸次制限し集権的体制をつくっていった。ただし、畿内や関東を中心に、所領が分散した大名知行もみられ、とくに譜代大名ではその傾向が強かった。

家臣知行である地方知行については、戦後の藩政史研究のなかでこれを中世的知行と措定し、その形骸化に大名権力ないし藩政確立の指標を置く考え方があつた。また、現実的には地方知行は存続するが、藩定の年貢率や分散相

給の宛行方式で行政権・裁判権も制約をうける近世的知行制、さらに物成渡という点で蔵米知行・切米知行とも同質、などの考え方も提示され通説化している。すなわち年貢の徴収率は家臣が独自に決められるのではなく、大名・藩側に決定権があり、また知行地もまとまって一円的に宛行われず、複数の村に分散して設定され、その結果、一つの村に多くの家臣知行地が併存するという状況である。このため知行地にある領民（給地〔知〕百姓などと呼ばれる）への直接的な支配は困難で実質的には藩の支配機構の管轄下（郡奉行・代官など）にあり、年貢も直接徴収されず、藩庫からの支給となるため、知行地が形式的には指定（所付）されても、実質的な支配権限はなく米支給となる蔵米知行や所付もないままの米支給である切米知行などと形態としては同じという見方である。⁽²⁾

池田岡山藩では承応三年、洪水・飢饉という災害を契機に知行制度の改革が断行された。給人が知行地民の救済義務を果たせず、「給人面々さへ飯米可算時節候間、当月（八月）より城米以可養之」という判断からであり、領民支配体制が強化された。具体的には郡奉行の在出、村代官の増員、在出であり、一郡二、三人の大庄屋は十村肝煎に切り替えられた。天和二年には郡方上締をおき、郡方仕置が統一され、このような施策ともなつて、知行権も変質した。すなわち蔵入・給所（知行地）とも物成均し、すなわち藩が定める平均免となり、年貢納入法も天和二年に「蔵入納様之通」とされた。また蔵入・給所とも一本の庄屋（元禄二年に名主と変更）管轄とされた。村ごとに給人の知行高相応の給地（知）百姓がクジ入法で決められ、郡奉行が申し付けられている。すでに、寛永十八年から九年にかけて百姓の公事沙汰に対する給人の裁判権が禁止され、給人・百姓間の出入に郡奉行が関与し、飢人救恤は藩側の手に移り、給人の負担は軽減された。さらに、明暦元年には給人が百姓を使う際は郡奉行に断るものとされた。⁽³⁾

これらの考え方は、知行権の制約・形骸化が近世化という図式になっているが、注意深くみれば考慮すべき問題もある。例えば伊達仙台藩では、知行地の分散性はいわば生産物減産リスクの分散で給人財政の安定を図るもので

ある。年貢率決定も一八世紀半ばに給人が引き下げを行い藩から公認されたもので、年貢徴収の主体者はむしろ給人であったともみられる⁽⁴⁾。また、少禄の給人でも地肝入の選任などは給人に権限がある一方、遠方の知行地の通常の管轄は代官に依頼され、知行地の直接的支配と藩機構との一体的な面があった⁽⁵⁾。なお、同藩は被征服領主やその家中を編入して大名家臣団が形成されたため、独自に陪臣も抱え所領支配も認められる上層家臣を組み込みながらの秩序は、要害制や家格制など特殊な身分制度と知行付与形態によって維持・把握される側面も持った。一門は伊達氏の庶流で戦国時代の大名が多い。中世城郭をそのまま居館とした要害一カ所のうち六カ所が一門へ拝領された。平均石高は一万二〇〇〇石を超えいわば大名である。他の門閥家格の上層家臣（一家・準一家・一族など）はそれに比べると三〇〇〇石未満と低い⁽⁶⁾が、所・在所などの特別な居館を拝領していた。いずれも地方知行給付で、これらの城郭の周囲に侍屋敷・足軽屋敷も拝領、要害や所の場合は町場や山林も有し、一門などには自分仕置も一部認められていた。また要害には仙台城に特徴的な懸造という構造や二層櫓・三層櫓など楼閣建築を有するものもあり、一門の権力の象徴とされた⁽⁶⁾。

外様の入封大名浅野氏が統治する広島藩の場合、知行制は万石以上の三家が山管理なども含む包括的な権限をを持った家老知行と一〇〇石以上の家臣に拝領される家中知行に大別される。このうち後者は、分散相給で知行地はクジ取で決められる。幕末期まで三回、総知行地に対し代官支配が実施されるが、幕末まで地方知行は存続した。給人は代官とともに小農保護を要求し、知行地の公事出入（裁判）は禁止され、年貢未進にとまなう奉公人使役は相応の給分支払が義務化され、いわば雇傭である。未進以外の百姓使役は可能であったが、規準があり給人が勝手にはできなかつた。延宝三年から元禄十二年の総知行地の代官支配の期間を除いて、藩が決める明知方の免を知った上で給人により決定され、原則的には給人に自己の知行地の免決定権があった。また年貢米は城下給人宅への運送が通例とされ、村疲弊の場合は救済など知行地経営にとまなう諸負担の義務が給人にはあったが、家老知行に認

められていた山管理権は持たなかつた。⁽⁷⁾

二、「家」と知行

このように、制約をうけつつも地方（知行地）拝領が例外とはいえない状況を鑑みると、そもそも知行の近世化とは何なのか考える必要がある。例えば、先掲の岡山藩の場合、給人と百姓は、公私にわたり関係は継続された。軍陣の際は所定の給米錢を支給して給所（地）百姓のなかから求められる。給人が経済的に困窮すれば給所百姓から借銀する場合もあった。給所から他村へ養子に行くには、給人の奥書が必要とされ、給人の奉公人も多くは給所百姓から雇傭された。さらに、飢饉に際し給所百姓の扶養として給人からも塩、稗、米、麦、銀錢、味噌、大豆などが遣わされるなど、私的關係が存続した。しかし、このような私的關係に対し、藩は百姓から給人への音物の持参や給人から百姓への銀談（借銀）禁止などの対策もとつた。⁽⁸⁾

かかる私的關係を反映した貢租形態が旧族外様の南部盛岡藩ではみられた。同藩（元文三年）では、貢租に正祖（現物と金納）と礼錢・年中納物（代錢納）・夫役（代錢納）の二形態がある。後者は給人地方知行に特有のもので、領主と農民との私的關係を示す形態であり、知行替でも再生産の可能性があつた。しかし、私的關係を内包しつつも、それは異質な公的実態を持つ可能性もあわせ指摘される。⁽⁹⁾

また先掲の広島藩では給人・家人（給人の家来）などが発布主体となつた法（給人法）を持つ場合があつた。⁽¹⁰⁾

一、公儀御法度之趣末々小百姓迄堅く相守、御国法被仰出并諸役等之儀御代官より可被申付候之間、違背仕間敷事

附く、我等家法相守可申事

(天保九年八月五日 安芸郡熊野村給庄屋周平宛、山下十右衛門申渡定)

幕府法と藩法を遵守するという意味で、藩法と同質の内容であるが、「我等家法」という給人法も守る規範とされ、年貢・諸賦課に関するものが中心で社会情勢を反映した性格も持つ。幕府・藩・給人という近世領主の重層的編成のなかに大名家臣としての給人は位置づいている。

家門大名家の福井藩では当初地方知行制であった。貞享四年、四八万石で改易となり二五万石の新地で再出発したが、その際六〇〇石以上は地方(地方云ハ村渡手前百姓免手前二而切人足取仕御本知迄知行分不残地方なり御書出なり)、五〇〇石以下は蔵出(「御蔵出ト云者村ハ雖渡御代官より免切万事指図ス是御半知より始ル御書出被下置也」とされ、石高の上位者に地方知行が認められた。もともと蔵出の場合でも、所務・年貢取納は藩の代官を通じてなされるが、年貢米は村から給人へ送られ、給人は「御物成米通」という受取を出すシステムであった。地方知行が石高上位者に認められることや、蔵出等実質的には蔵米知行の給人にも「領主」としての形式が備わっている(皆済状の知行地への交付) ことなどの意味は、改めて考慮する必要がある。封建的な土地所有には、本来的属性としての個別領主制ないし経済外的強制のしくみとして一定の人格的隷属関係が必要であることを示すものである。また、大村藩では享保四年、文化八年、同十一年の前後三回にわたって地方知行から蔵米知行への改革が行われるが、知行は「前々より取来」「次々先祖より相続」「古来より遣置候」、つまり給人の「家」の基本的構成要素とされ、蔵米知行への切り替えは「外二助力之思慮も無之時節」であるため実施するが、大名にとても「無是非」く「心痛」とした。⁽¹³⁾

知行問題を含む大名政治(藩政)は、大村藩で懸念されるような家臣の「家」の問題とともに、幕府公儀との関係にある大名の「家」問題でもあろう。寛永二年八月、初代佐賀藩主・鍋島勝茂は「家中并百姓迷惑」について諮問し、執政の多久安順は「致迷惑候儀、多々有之」とし、家臣疲弊については「御家中す、ミ不申、草臥入候間、

自然之時、公儀御用ニ可被相立儀、如何と存候」であり、その状況は「世間其かくれ有間敷」で、したがって「公儀へも可被聞召上哉と氣遣ニ存」と、幕府への評判が気にされるという認識を持った。ここで読みとれる大名の認識は、「公儀御用」の遂行と「家中并百姓」のあり方、「公儀」への「氣遣」と「外聞」という幕藩関係また他藩関係のなかでの「家」相続とその名譽が藩政運営に関わるというもので、知行も例外ではなかった。

例えば、諏訪藩では、寛文八年、給人の農民使役が原則的に否定され、使役の場合は「費用」「扶持」の支出が求められた。実質的には雇用形態である。この雇用は城下町周辺で行われる。さらに、延宝三年、知行地召上の方針が出され、「きょうしよ（給所＝知行地）御藏方ニ被仰付」の理由は「きゆうしよにては、地とう（地頭＝給人）よりさいそくつよく（催促強く）、めいわく（迷惑）のよし、御きき（聞き）および候ニ付」というものであり、この事情を「よくよくかへりみ（省み）」て「御ねんく（年貢）おさめ候事、御みしん（未進＝未納）なきやうに」とした。その上で「御年貢かいのふまへ（皆納前）に、たとへ何ほとさいそくこれあり候とも、米かりかた（借方）へおさめ申ましくせうろう、御たねかし（種貸）は、御年貢のつきにおさめ申へく候。その上にて、わきへのかしかた（脇への貸方）にすまし申へく候」とした。そして「今度、家中地方知行藏方ニ直」す理由を、改めて「百姓困窮も有之節ハ、畢竟諏方（諏訪）之仕置悪敷様二世間沙汰有之所如何難凌」ために「一統物成詰を以、藏方ニ直」したのであり、結局は「兎角之儀ハ百姓困窮無之、其上、給人勝手能様ニと察之」ての処置とする。地方知行の改革は、給人強制による百姓迷惑を大名が聞き届けたためとされ、その事情を考えて年貢未進は厳禁とした。収穫物は、年貢上納、種籾貸返済、借米返済、の順とすべきといい、いわば領主上納、生産条件確保、生活成り立ちの優先順位で、領主的な欲求に基づいている。結局、ここにみられる主意は百姓困窮の回避と給人財政の改善を背景とするものの、百姓困窮が大名「仕置」に原因があるとの「世間沙汰」を忌避する大名側の認識ははっきりしている。これはやはり幕府・他藩の外聞への配慮で、幕府との関係は改易対象になるということである。加えて他藩が考慮され

ていれば、大名の名誉に関わり、譜代ゆえの大名「家」の問題が介在していたといえよう。⁽¹⁵⁾

したがって、家臣・給人による百姓への非法は生産・財政基盤を脅かす行為として禁じられ、給人収入の公平化を目的に物成渡の分散相給化も進められた。諏訪藩と同じ譜代の井伊彦根藩では、藩主による平均免移行への理由として、知行主（給人）の子供が多く、家臣自身のためだとする。しかし、「主之身躰」（大名財政）が成り立たないために、知行差し上げか、「ならし物成」（均し物成）のうち少し差し上げている。平均免（均し物成）は「世間並」でも特別なことではなく藩庫が潤ったのは事実で、地頭「非法」が当初より懸念されている。そして筋奉行による免決定権、公事裁判権の掌握がなされるが、年貢徴収は給人が行っている。⁽¹⁶⁾ 主従関係にある大名自身が成り立たないのであれば知行差し上げであり、地頭（給人）非法の排除と財政確保による知行権の制限がなされ、それは一般的な動向と捉えられるのであるが、地方知行は存続し徴収権は給人にあった。

彦根藩のように、給人財政の窮乏にあたってはそれが藩借銀に組み入れられ、事実上の蔵入地化（上支配）される政策も多くの藩で確認できる。しかし「借知」という表現に象徴されるように、大名が家臣の家禄を借用する、という認識が共有されているのは留意されてよい。もともと、借知率は知行高の半分ないしそれ以上になる場合もあり、「当時（寛政年間）既に諸侯（大名）の家臣本禄を給はるはなし、半知以上の借上げに遇ひて、主を恨むること怨敵の如く」（本多利明『経世秘策』）と、家臣財政は困窮した。しかし、建前はあくまで「借知」であり、知行拝領に際しては「所付」という給地指定が原則的になされたのである。

三、拝領の意味

黒田福岡藩家臣で儒者の貝原益軒は武士とそれ以外の階層（百姓・町人層）との違いは、禄の拝領があるかどうか

かといったが、このような考え方は武士以外の人々にも共有されており、例えば長崎町人の西川如見は武士は禄拝領があるために主君との関係を強制されるのでそのような武士にはなりたくないといった¹⁷⁾。浪人している武士はともかく、主従関係を結び主君に仕える武士・家臣にとり、禄すなわち知行はその存在を規定する大切なものであり、これを与える主君（大名）にとっても公儀奉公にともなう財源や領民支配、またそのような方に対する幕府や他大名の評価（外聞）は「家」の名誉の問題であり、大名と家臣との間の知行をどのような形態にするのかは大きな課題であつたろう。なぜなら、所領の一部の土地を御恩として与え（知行地）、その支配は領主である家臣に任せとおけばよい、という時代状況ではもはやなかった。戦国争乱の過程で在地、地域社会でも民衆結合が進み領主へ抵抗するという環境のなか、自らの利害擁護のために領主結集がなされ、公共・公権として誕生した公儀幕府の存在が大名と家臣の間での知行のあり方を基本的には規定していた、とみてもよいであろう。それでは、知行地に対する家臣給人による領民への非法を生み、その結果として領民疲弊や逃散などの抵抗が発生する恐れもある知行地拝領（地方知行）という形態が、近世でも様々な制約が課されつつも存在し続けたのはどのような背景があるのであろうか。

それは、軍役体制の保持（知行地からの人夫役徴収）の問題は大きく、また財源的に蔵米・切米知行への転換が困難という可能性もあるが、武士である家臣の在地との精神的な関わりが考慮された背景も想定される。

佐賀藩の場合、大配分・小配分として地方知行制が幕末まで存続する。戦国期の肥前地域の領主は龍造寺氏であつたが、その家臣で血縁関係にもあつた鍋島氏が統一権力の意向も背景に当主の座に就くことになり、事実上の領主交替となつた。龍造寺一門は鍋島氏の家臣に組み込まれるものの旧領地を知行地として拝領した。ただ後述するように大名財政確立のために慶長・元和期にはかの家臣ともども知行召し上げ（上知）がなされるが、それを原資に創出された鍋島一門（三家）とともに、知行地には小城下的な様相を持つ家臣（大名からみれば陪臣）と町人層が集住する町場が形成された。そこには知行主の役所機能を持つ館が設けられ、城下町居住の家臣（給人）は知

行地下りも行った。このような鍋島一門や龍造寺一門の知行地は「大配分」と呼ばれ、一門家臣は年貢徴収権・行政権・裁判権などの領主権を有し、主に年貢徴収権に限定された給人知行地（「小配分」）と差別化された。しかし、大配分・小配分の給人の多くは、その菩提寺（さらには祈禱寺）を、知行地ないし旧知行地に持った。そしてこれは給人による心意統治の中心的な存在でもあった。知行地は拝領地で排他的な統治はもとより不可能であるが、「家」相続の基本であり、そこでは、葬礼（死をめぐる儀礼）、農耕祈願、年中行事、拜謁・互酬など、知行地の家臣や領民との間での様々な儀礼支配行為が行われ、その中心は菩提寺や祈禱寺という宗教施設であった。⁽²⁰⁾

また山内土佐藩では家臣の墓が知行地に設置される知行地墓の存在が指摘されている。山内家は織豊取立の外様大名であり、そのような事例には長宗我部旧臣の可能性もあるが、近世初期の給人の耕地開発がその土地との関わりを深め、精神的な紐帯が形成されたという見方である。⁽²¹⁾ 古い縁故地ではない場合でも、経済的關係（年貢徴収）に止まらない意識を知行地に持つことが想定される。天明八年、池田鳥取藩家臣川口正辰が知行地の八上郡和奈見村に自己の脱齒を埋め、石碑を建てその行歴を記した。給所（知行地）が給人にとり単なる年貢の提供所ではないことを意味していようが、正辰は元来無足の家柄で、安永六年新知二〇〇石、天明四年禄一〇〇石加増の履歴を持つ。⁽²²⁾ つまりここは先祖来の縁故地ではないが、知行主としてのぞむ限りにおいて、心的な関わりを求める精神性が生まれる余地があつたろう。精神性とは、武士の本質をなす領主としての存在につながる。その許容は大名家の一門・重臣に限られるが、中小給人の立場にも武士・領主の姿が潜在するのを、その精神性を想定することで窺えるのではなからうか。

ところで土佐藩にみられる土地の生産性を高める新開も、知行制存続の要因の一つといえる。給人による新田開発は多くの藩でみられる。伊達氏の場合、豊臣秀吉による転封、減収のために、開発による生産高拡大が目指され、家臣団をこの政策に利用、地方知行が定着する側面があつた。二一〇〇石代の最下級の給人は野谷地を開発しそ

こが知行地化され定着の過程をたどり、その半数は伊達政宗の岩出山移住前後に仕官したという。一〇〇石層は約半数が分立で、分家に際し知行地が分与された。⁽²³⁾ また同じく、常陸から奥羽秋田（久保田）へ移封された佐竹氏の事例では、その多くは大名蔵入地に組み入れられるのではなく、新開地の九割が給人の知行地として拝領された。同藩の場合、知行借上が万治二年にはじまり、延宝三年の九ヶ一借上から本格化した⁽²⁴⁾が、六割におよぶ知行借上を可能にしたのは給地支配の強固さであったとの見方があるものの、新開地知行地の借上にあたっては組代が年貢を徴収し、蔵宿から給人の受納分が搬送され、実質的な蔵入地化という評価もある。⁽²⁵⁾ このように、開発地の知行地化がいくつかの藩で確認されるが、借上で実質蔵入地化の傾向もあつた。しかし、あくまで借上、借知という原則であり、給人の恣意的支配による収納支障がない限り、強制的な蔵米入化をせず、開発権、知行権が認められた。その上での藩財政への組み込みである。

なお、熊本藩では家老知行で「御赦免開」として展開し、経済的有力者を通じた知行地支配が行われた。すなわち、享保十七年、元文三年に「家中手開」、つまり一般家臣による新開は禁止され、これ以降は家老など上層家臣に限定された。しかしここでは地主の成長がみられ、これを在郷代官とし、家老層は知行地支配を実現した。⁽²⁶⁾ 新開地の知行地化が限定されながら、上層家臣の領主支配の質はむしろ高まっているともいえる。

四、近世の知行観

萩生徂徠の学統（徂徠学派）で中心的な人物のひとつりとされる太宰春台はその名著「経済録」（享保十四年）のなかで、「知行」をめぐる次のように述べる（「経済録」巻五、『日本経済大典』九所収）。戦時に際し、騎馬を構成する家臣団＝軍団の中核となる階層（士）は、「田禄」・「地方」としての「知行」をうけるものと理解されており、

軍役を果たすのに「地方」としての「知行」、いわゆる地方知行給付が原則であったこと、給人でも土地ではなく米や金銀銭の支給（切米・扶持取や給金取層）は、軍役を果たすためというよりは衣食を賄うため以上のものではないとの指摘がある。したがって「知行相当ニ武具相嗜」、「役目人数無不足、兼而相抱置⁽²⁷⁾」と知行高相当に武具・兵員を揃えておかなければならないとされた。もちろん、地方知行給付の家臣のみが軍役を果たす義務があるのではなく、「あたりまへの知行切符を無相違被下置てそれ／＼に被召仕候とあるは若自然の変も有之刻は日頃の御恩と御馴染との二つを以身命をかへりみぬごとくの働をも仕り御用にも相立」（大道寺友山『武道初心集』、岩波文庫、九七頁）と、「切符」つまり切米・扶持米も「身命をかへりみぬ」軍役をつとめるべきために給付されるとの考えもあったが、当時の戦闘形態の基本が「土」の一騎打であり、「切符」の中心をなす足軽・徒士等は戦闘の補助的役目を負うに過ぎないとすれば⁽²⁸⁾、知行の本来の形態である田禄・地方を拝領する地方知行をうける「土」が軍役遂行の中核的存在と考えられていたといえよう。武士がそもそも武芸をもった戦闘を家職としてしているとすれば、地方の給付をうけ軍役を果たす「土」こそ本来的な武士と認識されたことであろう。

したがって、島原の乱以降幕末の長州戦争に到るまで事実上の戦闘行為がなくなった近世では、春台が「三十年前ノ昔ニクラブエバ、諸侯ノ人ヲ畜フより、給人以上ハ人ニテ減ジテ、給人ノ為ニ米ノ出ルコトハ、既ニ三分ノ一ヲ減ズト見ユ、大国ノ故キ諸侯ハサモアラズ、新国ノ小諸侯ハ、比々トシテ皆然也」（『経済録』巻五）と指摘する地方知行の人数・石高の両面における減少傾向があった。もともとそれは「新国ノ小諸侯」、具体的には織豊あるいは徳川の取立大名に強く、「大国ノ故キ諸侯」すなわち旧族の国持大名クラスに弱いとの認識が示される。

このように地方知行は全国諸藩一律に存在するのではなく、すでに元禄期には二四三藩のうち、この知行形態を採るのは三九藩に過ぎないという報告がある⁽²⁹⁾。その比率（一六％）は必ずしも高いとはいえないが、家格別の内訳をみれば春台も指摘するように、いわゆる国持外様大名が多い。すなわち、前田金沢・島津薩摩・伊達仙台・細川

熊本・黒田福岡・浅野広島・毛利萩・鍋島佐賀・池田鳥取・佐竹秋田・山内土佐・上杉米沢等である。さらに徳川御三家が全て地方知行を採用していることが注目される。御三家の一つ尾張藩の当主徳川吉通（一六九五〜一七七三）は「既に大名にも、国大名といふは、小身にても、公方の家来あいらひにてなし、又御普代大名と云は、全く御家来也。三家之者は、全く公方の家来にてはなし」（『円覚院様御伝十五箇条』名古屋市教育委員会編『名古屋叢書』一卷、三三頁）という言葉を残したと伝えられるが、彼の主張に従えば、將軍徳川家に対し一定度の自立性を保持していた藩・大名家が、地方知行を採っていたということもできる。つまりこのような大名家は將軍徳川家に対し自立的性格を有したと同時に、その内部においては、家臣に地方知行の宛行が一般的であったといえよう。そして武士本来の属性、つまり武芸をもった軍役の自弁が知行拝領を通じて可能であるということ、さらに先祖の武功・勲功に対して与えられた知行は主君であつても簡単に召し上げることはいかならないという觀念さえ生み出された。

佐賀藩の鍋島勝茂は「家中の者下々迄、先祖親祖父或は戦死或は忠節仕り候筋目の者共にて、前々より持来り候知行に付て、故なく減し又は取上げ申す儀も罷成らざる様子³⁰」と、幕府に報告しており、二代藩主光茂は、藩主就任に際し

一、先様跡職之事、幼少二候共、不相易可申付と存候、其子細ハ、としよる迄抽奉公、加増申付、其子幼稚候とて、家督申付候刻、減之、以来、としよりす、みかね可申候、其身加増申ても、子孫江可遣と社可願事候、兎角、一度とらせ候知行切米之儀、咎無之處、家督申付候節、減候儀、如何ニ存候事

附、弓箭有之時、幼少之子ニて其役勤かね候ハ、其時計、一門中より役儀相勤候様可申付候、与ハ代々相替儀も可有之事³¹

と述べている。家臣が先祖の戦死・忠節に対し与えられてきた知行を正当な理由もなく減じあるいは没収するののできないこと、知行は子孫へ伝えるべきものと家臣たちが觀念していること、知行に対し果たさなければならぬ軍

役を家督相続者の幼少のため遂行できない場合は一門中より勤めること等、家臣の知行をめぐって「大国ノ故キ諸侯」たちもこのように認識しているのである。つまり知行は家臣の「家」を構成するもの、あるいは「家」相続の基盤と考えられていたのである。⁽³²⁾したがって「此中より家中之仕配仕替申度存候得共、田舎作法之古キ家二而、配分など仕替候事も難仕儀共御座候」と勝茂がもらすように、「田舎作法之古キ家」を相続していた家臣たちの「配分」（知行地）の「仕替」はある意味で困難をきわめた。

ところで先の太宰春台は「農人ハ民ニ上ニテ、田禄ヲ賜ハルハ民ヲ賜ハル也（略）田禄ヲ賜ヒ、民ヲ領セシメラル」と、田禄＝地方の拝領、すなわち地方知行が「民ヲ領」すること、領主としての性格を併有するものであったことを指摘する（『経済録』巻九）。他方、春台の師にあたる萩生徂徠は「総じて地頭・御代官は年貢を取るばかりの役にあらず。その地を治むる職なれば、その地の民は手前の世話にすべき事也」（『政談』巻の一、岩波文庫）とし、いわば代官と同様の官僚的な立場として年貢を取ることが「役」であり、知行地の統治の「職」であるとす。そして「地頭・御代官もその家本も、公の法を重んずる所をきつと守り、粗末に取り扱うべからざる也」（同上）の如く「公の法」、具体的には幕藩法と思われるが、その規範のなかで「民」を「粗末」にする統治を戒めている。この点は、公儀幕府との関係のなかで大名「家」を相続し藩政を成立・展開させなければならなかった大名が、その家臣に対し求めた統治理念に通じるものがある。⁽³⁴⁾

地方知行にみられる統治・支配の本質が領主的性格か吏領的性格かにわかにきめ難いものがある。「副代官」というように吏領的性格にその本質を認める考え方もあるが、⁽³⁵⁾しかし、年貢の徴収は給人独自の役職と徴収機構を通じてなされる場合もある。恐らくことの本質は、上位者の立場からは自律性を制限して吏領化しようとするし、家臣の立場からは自らの「家」相続の基本として、いわば家産的な觀念さえ形成されたと思われる。しかし留意すべきことは、上位者（幕府・藩）が、近世を通じて後者の立場を否定しなかつたことだろう。幕府を構成する徳川氏も、

藩を構成する大名もその本質は武士・領主なのであり、主従制と知行制が重層的に編成されながら近世国家が成立しているとするれば、大名が武士である家臣の領主的志向性を否定するのは、自らの存在否定にもなりかねない。

本来的には武芸をもって果たすべき軍役は知行地の領主的支配を通じて実現するのであり、幕末の水戸藩士藤田東湖がいうように「歳米取はほんらい地方知行と違って譜代の家臣とはいいがたく、土地と切り離された武士に眞の奉公は期待できない」（『上下富有の議』、『日本経済大典』巻四五、二七二頁）という観念は幕末期まで存続しているのである。

このような知行制が幕末期まで展開する鍋島佐賀藩の家臣・山本常朝は近世の代表的な武士道書として喧伝される『葉隠』（引用は『三河物語 葉隠』岩波日本思想大系。序章は頁数、本文の場合、例えば三卷二二条は三の一二のように略記）などで、独特の徹底した奉公論の立場から知行に対する執着を激しく批判した。しかしそこにはむしろ、知行への裏返った羨望さえ窺える。

常朝にとって「譜代」の「一人被官」として「死」の覚悟をもって奉公するのは、「私」を捨てることでもあった。『葉隠』における「私」の意味するところは多義的であるが、その基本は「全身命を殿様に奉りて見よ、はや私」と云うものは一物もなくなるなり、身命主君のもの」（『愚見集』五条。『佐賀県近世史料』第八編一卷）という文言に示されるように、「私」は自らの全「身命」ということであろう。「身命」＝「私」は主君のものなのである。したがって、そもそも「身命主君のもの」なのだから、「御懇に被召仕時は弥私なく奉公仕、牢人・切腹被仰付も一つの御奉公」（『三河物語 葉隠』二二八頁）と、「私なく奉公」し牢人・切腹も奉公なのである。とすれば、常朝が婿養子常後に「我知行」をめぐり「奉公する時分、身上などの事は、何とも思はざりし也、本より主人の物なれば、大事がり可惜様無之事也」（二の一一）と語ることとも理解される。「身命」は主君のもので、「私」は存在しないので、「知行」についても「主人の物」であり必ずしも「大事」ではないという常朝の認識が看取される。そればかり

か「奉公人の打ち留めメリは牢人切腹此の二か条に極りたり、(略)是奉公人のならいなりと観念すべし、有為転変の世中、天下も国家も一度は亡ぶる時節あるものなり、崩してご知行を返上申すも又、御奉公なり」(『愚見集』九条)と、結局は牢人・切腹に極まる奉公人にとって大名領国の改易という可能性のなかで知行返上も奉公とされるのである。このような「知行」観を有する常朝は、「たわけたる者ども大分の知行を代々拝領し、何の御奉公もせず、徒に禄をついやし、然も身上恙なく暮す人多し」(『愚見集』八条)としていわば大身家臣を批判し、影響をうけた石田一鼎(宣之)の言葉をかりて「御家は中脇にて持候、昔より歴々には器量有かね」(一一の一〇三)と断じた。これは「知行」≡「私」的なものに執着すると常朝が認識する大身家臣に対する批判であり、具体的には大配分領主層が想定される。ところが常朝自身も「小身にてははたらけ申さず候、総じて人の出来申す根本は御知行を下さるゝに極り申し候」(『乍恐書置之覚』一〇条。『佐賀県近世史料』第八編第一卷)とし、父重澄は「かげの奉公」をしたので加増されたとも述懐している(『山本神右衛門重澄年譜』七六条。『佐賀県近世史料』第八編第一卷)。常朝も奉公人にとっての知行の重要性は認識しているわけで、むしろ問題にすべきは、そのように考えていた常朝が、「知行」は「大事」ではなくその「御返上」も「御奉公」と主張している点である。知行は主人より拝領するわけで、本来、主人のものである知行に対する執着を「私」的なものとして戒めているのである。それに加え、誤解を恐れずというならば、常朝の(元)武士としての欲求とそれが満たされない不満が微妙に反映しているともみられよう。つまり、知行に対する欲求(様々な特権も含めて)を持ちつつも近世武士の全ての階層にそれがもはや満足できる程度には許容されなくなっている、そのような時代のいわば中堅家臣の嘆きの表現とも思われるのである。

佐賀藩でいえば大配分、仙台藩では一門、広島藩では家老などの大身家臣には様々な権限を持つ知行制がとられ、中小家臣にもその「家」の由緒や新開での生産性向上への寄与などにより、地方知行が許された。もとより、「知

行」(地方知行) 拝領は「領主」としての武士に当然であり、それが奉公の基本という考え方が、近世中後期まで確認される。ただし、家臣・給人が様々な負担のなか知行地経営(勸農、救済)が困難な場合には、蔵米(物成)知行や切米・扶持米支給ともなった。一七世紀半ばにすでに物成平均免が「世間並」であり(彦根藩)、給人による知行地疲弊は幕府・他藩の評判(外聞)にも関わる(諏訪藩)という認識が譜代大名をはじめ成立するなか、大名は家臣との主従関係の基本をなす禄・知行制にもメスをいれなければならなくなった。そのような時代性の武士としての受容を、常朝は「知行」への執着は「私」的なことで、武士としてはあるまじきことという論法で、彼なりに合理化しようとしたのかもしれない。

五、知行権制約と治政

近世の政治文化認識を武士層にも非武士層にも広げ浸透させる役割を果たしていたとの指摘がある「太平記読み」のテキスト『太平記評判秘伝理尽抄』の楠木正成像は、「武略之要術」と「治国之道」の教諭指導者として描かれ、後者の視角は「太平記」にはみられないとされる⁽³⁶⁾。戦闘者である武士の治者としての認識が格段に高まったのが近世の特質と考えられ、「土風」を論じるのは「吏風」を論じることと同義で、武士は「役人」としての本質を持つにいたった⁽³⁷⁾。そのような治者・役人としての近世武士はどのような政治理念を有したのか、いかなる政治システムを作ったのか。これは近世幕藩制研究の大きな課題の一つであったが、主張の中心は、武士層(領主)が一方的な立場で政治支配を展開したのではなく、年貢皆済に対する仁政・御救いという一種の契約関係、そのような関係意識が形成されたと考えられている⁽³⁸⁾。領主としての実力と資質がともなってはじめて、將軍から領知・「藩」を預けられ、大名は家臣団を統制し、「領民の生活を保護する義務」を有し、もしもその器量がないと判断された場合は、転封

や改易に処されることになり、これが信長の思想に淵源がある治者としての合理思想との見解も提示されている。⁽³⁹⁾

ただこのような問題は、大名自身の実践的課題、「家」相続に関わる問題と無縁ではなかった。すでにみたように、寛永二年八月、鍋島勝茂は「家中并百姓迷惑」について諮問したが、大名にとって「公儀御用」が果たせないほどの家臣・領民の疲弊は重い問題であった。ただし、このような勝茂の認識は、領内の「家中并百姓迷惑」が人の命に関わるものとして考慮されるのではなく、これが原因で「公儀御用」が果たせない状況になり、それが「公儀へも可被聞召上哉と氣遣」というもので、幕府諸役を果たせないような家中・領民の疲弊が問題なのである。⁽⁴⁰⁾かかる近世大名がおおかれた実践的な課題を背景に治政の枠組みが形成される。鍋島氏は、慶長十年に「百姓江無理可仕懸仁於在之ハ、聞出次第、其在所取上べき事」とするが、それは家臣の領主的な支配や窮乏化などによる非法・恣意、かかる家臣・給人と領民との私的な関係性の相対化であった。また、領内統一的な政策であっても「ひやく性檢地ニ草臥」「ひやく性辛勞うちつゝ、き」という状況を大名（直茂）は「批判等しかるへきとくちをしく存」じた。⁽⁴¹⁾「批判」の意味合いは不明だが、百姓に無理をかけ草臥させるのは、家臣の恣意であれ、大名の全領的な政策であれ避けなければならない。

ここでは給人（地方知行拝領の家臣）による非法行為への大名の対応をめぐりみてみよう。鍋島氏は慶長七年から寛永年間まで駿府・伏見・名古屋・江戸・大坂などおよそ一四回の公儀普請役（幕府から課される広義の軍役）を課されたが、それらは大名財政に深刻な打撃を与えた。慶長八年に続く同十五年の二度目の名古屋城普請に際し、龍造寺氏にかわり大名当主となっていた鍋島勝茂は、「今度之尾州御普請ニ蔵入より可出銀子」について「なに共令迷惑候」と側近家臣にもらし、「今之躰ニ候ハ、中々不相統、可自減儀、眼前候」という危機意識を隠さなかった。⁽⁴²⁾それは「去年之御普請衆、又今年尾州御普請被仰付候ニ付、か様ニ候へハ、造作苦勞之所も御構なく、御仕置、殊外御急之躰と相見之候条、来年又九州衆ニ御普請可仰付候」という、文字どおりの際限なき軍役への不安であったろ

う。

しかし鍋島氏は、むしろ「自減」も「眼前」と表現される対外的危機意識、つまり幕府との関係を背景に国内的には蔵入地の増加、家臣団統制、知行制改革の象徴的な政策として知行地召し上げを強行した。すなわち、「今度尾州御普請、過分之入用付而、家中借銀不及力ニ候間、為返納、百石・七十石宛之反米を被申付」であり、「当領分之儀、悉階被相改、上下大小共ニ、不残百石ニ付三十石之分差上申事⁽⁴⁴⁾」としたのである。元和七年には諫早・多久・武雄・須古という前領主につながる龍造寺系一門の四家が再度三部上知を行っており、この二度の家臣団からの上知により、蔵入地（大名直轄地。大名・藩財政の基盤）は五万八三九二石五斗（慶長九年）から七万七六九七石三斗三升三合（元和六年）、さらに二万八八五七石五斗六升（寛永四年）と漸次増加した。その上で「公儀御普請、井上方江人数差上剋、路銀・兵粮此外、公儀一篇蔵入より可相調事」と大名蔵入（藩財政）から公儀奉公・幕府課役への対応が可能になった。

また、それまでは「其身知行之近所又は勝手能所」の知行加増地の設定がある程度可能であったようだが、それができなくなり、蔵入地の集中優先政策にもなつて家臣の知行地設定は大きな制約をうけることになった。⁽⁴⁵⁾ そればかりではない。〈自減眼前〉の回避のためには、基幹産業たる農業の生産活動を農民たちに安定的に保障してやるのがさらに重要であった。ここに家臣の知行地領民に対する関係が様々なかたちで制約されるのである。

ところで、領主のいわば近世的統治理念については、織田信長が天正三年、柴田勝家に示した「越前国掟」（奥野高廣『織田信長文書の研究』下巻、五一九号）のなかで、「國中へ非分課役不可申懸」としてあらかじめ決められた以上の年貢や労働力徴収を禁止し、「公事篇之儀、順路憲法たるべし」と公平厳正な裁判を求めたことに表れている。これは「大国を預置之条、万端に付て機遣」として、統一権力の立場（信長）から大名（柴田）に示した統治理念であり、それは大名の家臣、すなわち知行地を与えられ、農民との関係においては領主としての立場にあった

家臣にも、大名が求めることになる。

慶長十年から同十四年頃まで実施した領内検地がほぼ終了し、三部上知が日程にのぼりつつあったと思われる慶長十五年一月三日、佐賀藩で法令⁽⁴⁶⁾が出された。ここでは、領主（知行地を有した大小配分の家臣）や代官による農民の使役は海岸や河川の堤防、道路や橋の建設という、いわば「公共」的性格の強いものに限定された。なぜならば農民は農業に専念すべきなのであり、そのように農民をしむけるべきとする。しかし、かかる農政の基本が実現せず農民が他出・「走り者」が頻発すれば知行地では給人、蔵入地では代官の責任とされた。賃稼ぎの他出も禁じられている。その眼目は領内労働力の確保であったが、給人・代官等のいわば直接的領主層の「非法」行為（ここではとくに使役・「召仕」が問題とされている）が原因で「走り者」が多く、先述した背景も勘案すれば普請役に耐えられる財政を支える領内労働力の確保が難しかったろう。

したがって知行地を拝領している家臣（知行を給されるという意味で「給人」であり、土地の領主という意味で「地頭」といえる）が、「非法」行為（農民へはたらく「無理」をすれば、知行地（在所）は没収されるのである⁽⁴⁷⁾。その一環として「家中之もの、私之百姓・被官、縦相果候而不叶義候共、私二不討果、上江申上候事⁽⁴⁸⁾」のように、刑罰（裁判）権と称される関係も制約された。知行権の基本であった年貢徴収についても、「非法」行為の禁止という観点から「配分所舛并斗并俵之出入、蔵入並ニ可申付事⁽⁴⁹⁾」とあるように蔵入地と同様の条件であることが要求されている⁽⁵⁰⁾。

かかる原則が守られる限りにおいて地方知行は認知された。収取の法定化、私的な労働力徴発の禁止ないし制限、刑罰（裁判）権の制限等を条件に、その違反が「無理」・「非分」とされ、知行の没収さえあった。近世の多くの大名家臣にとり、知行地の実質支配をとまなう地方知行は武士の属性を支えるものと観念されていたものの、幕府役への対応などを背景とする家臣経済の困窮は、非法行為を生むことにもなり、むしろ知行地救済もままならない家

臣たちは地方知行の形態をのぞまないのが時代の流れともなった。すなわち、土地の支給が形式的にはなされても（所付）、実質的にはその土地や知行地農民に対する支配権がなく、藩庫から蔵米の支給をうける蔵米知行、土地の形式的支給さえなく米のみを年に数回にわけて受給する切米取、さらに毎月支給が原則とされる扶持取の諸形態で家臣は知行を受けた。なお切米と扶持は組み合わせられるのが一般的で、切扶取と呼ばれる。

しかし、このような武士の属性を支える知行形態の変容は、領民への生業保証による経営安定が直接的な目的ではなく、それはいわば手段で、家臣の拠でもある大名「家」相続を眼目とした藩体制の構築が本質的な課題なのである。その限りで、家臣の借銀を肩代わりできるような財政の基盤やその運用システム、家臣や役人の恣意的な判断や行為が入りこまない郡方支配機構、このような組織を包括的で円滑に動かす指揮命令系統でつながる吏僚組織が必要となり、家臣は次第に吏僚的な性格を帯びるようになる。⁽⁵⁾ 地方知行や所付を残す蔵米知行で家臣の武士としての名譽観を保ちつつも、幕府や家臣などとの関係で財政基盤に脆弱性を含む大名は、その解決という実践的な課題のなかで給人の非法行為を禁止、知行権の制約やその形骸化を招来するのである。

おわりに

かつては、専ら旧族外様大名領・藩にみられる地方知行は、例外的存在とする議論が多かったが、近年にいたるまで、地方知行の存在とその意義の解明に関する解析は、近世史研究の大きな潮流とは言い難いが、紹介したように確実に続いている。それはやはり、幕府旗本領とともに、譜代も含め大名領でも様々なかたちで知行地との関係が保たれる知行制が広範に認められる史実と相即しよう。知行は主君と家臣の主従関係を規定する武家社会の基本的な要素であり、それは近世・江戸時代でもかわらないのであるが、知行は両者の関係を規定するのみならず、幕

府（將軍）が課す諸役に大名がどのように応えるのかという幕藩関係、武士の「家」相続を構成するゆえの知行観や名誉観などいわば心性に関わる問題、さらには武士・家臣・給人と給地百姓（領民）との政治・経済にとどまらない人格的、儀礼的關係など、土地支配にかかる領主と領民のいわゆる封建関係を越えて、近世社会の特質を考える上で看過できない問題群を組み込んでいるのも事実であろう。そして近世の知行は、將軍・大名から旗本・家臣たちが担う治政、すなわち領民とのあいだの公的な側面、公儀性にも関わろう。知行は本来、個別的な主従関係と排他的な人民支配という私的な性格を持つと考えられるが、近世武士の知行は、すぐれて公的な性格を帯びてくる。そのゆえに、公的治政の阻害要因と認知される限りにおいて、行使権限は制約されるのである（給人知行権の制限、形骸化）。

ただし、近世武家領主の治世はその「家」相続と関係し、領主的な恣意性を内包するとも考えられる。⁽⁵²⁾ 近世の知行論は政治的な〈質〉をみきわめるいわば〈試験紙〉の役割も持つのではなからうか。

註

- (1) 拙著『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館、一九九七年、J・F・モリス・白川部達夫・高野信治共編『近世社会と知行制』思文閣出版、一九九九年、拙著『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年など。
- (2) 鈴木壽『近世知行制の研究』日本学術振興会、一九七一年。
- (3) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、一九六四年。
- (4) J・F・モリス『近世日本知行制の研究』清文堂、一九八八年。
- (5) 齋藤鋭雄「知行百姓と給人の権限について」『宮城史学』八・九、一九八二年。
- (6) 齋藤鋭雄「仙台藩の家臣団構成」『日本歴史』二一九、一九六六年、太田秀春「仙台藩の城郭にみる格式意識」『地方

- 史研究』二九六、二〇〇二年。
- (7) 隼田嘉彦「広島藩地方知行制の基礎的考察」『広島文教女子大学研究紀要』V、一九七一年、隼田嘉彦「給人知行地の年貢率について」谷口澄夫先生古稀記念事業会編『歴史と風土』福武書店、一九八三年。
- (8) 谷口前掲書。
- (9) 渡辺信夫「給人地方知行制下の貢租」『東北文化研究室紀要』四、一九六三年。なお、渡辺氏が分析した元文三年「諸士知行所出物諸品并境書上」について、同氏が対象にした盛岡市中央公民館所蔵分に加え、税務大学校租税資料室所蔵分を合わせ、盛岡藩領の基礎構造を空間的に復元し、そこに展開した領主（給人）支配の有り様を明らかにする近年の共同研究成果もある（浪川健治編『近世の空間構造と支配——盛岡藩にみる地方知行の世界——』東洋書院、二〇〇九年）。地方知行が藩の調査対象になること自体、もはや私的関係とは異質な公的な実態をとまない展開していたのが理解される。
- (10) 隼田嘉彦「近世後期における広島藩給人法の性格」後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、一九七八年。
- (11) (12) 田川纓『国事叢記 上』福井県立図書館、一九六二年、二八一頁。
- (13) 「九葉実録」（大村家文書、大村市立史料館蔵）三八・四十卷。
- (14) 「多久家文書」『佐賀県史料集成』（以下『集成』と略称）一〇巻七〇三号。
- (15) 佐々木潤之介「幕藩制国家論 下」東京大学出版会、一九八四年、四七五〜八〇頁。
- (16) 藤井讓治「彦根藩前期の知行制」同編『彦根藩の藩政機構』彦根城博物館、二〇〇三年。
- (17) 拙稿「江戸時代の武士のイメージ」『歴史地理教育』七七二、二〇〇七年。
- (18) 拙稿「領主結集と幕藩制——三宅正浩報告「幕藩政治秩序の成立」に接して——」『日本史研究』五八一、二〇一二年。
- (19) 森山恒雄「地方知行」の一考察」森田誠一編『肥後細川藩の研究』名著出版、一九七四年、峯岸賢太郎「軍役と地方知行制——阿波藩の場合——」『歴史評論』一三四、一九六四年。
- (20) 拙著前掲『近世大名家臣団と領主制』第三部「給人領主の儀礼支配」。
- (21) 秋澤繁「土佐藩の地方知行制をめぐって」『織豊期研究』三、二〇〇一年。
- (22) 山中寿夫「幕藩体制下における地方知行の性格について——鳥取藩を中心とする——」『史学研究』七二、一九五九年。

- (23) 齋藤銳雄「仙台藩地方知行に関する二・三の問題」『東北歴史資料館研究紀要』四、一九七八年。
- (24) 今野真「秋田藩政の展開と地方知行」『歴史』五〇、一九七七年。
- (25) 茶谷十六「秋田藩における地方知行制の実相——仙北郡太田地域を例として——」『秋大史学』五四、二〇〇八年。
- (26) 中島義人「近世における肥後藩上級給人の知行地支配」『熊本史学』七二・七三、一九九六年。
- (27) 元和七年の佐賀藩「軍役」規定。『長崎県史』史料編二、七五二頁。
- (28) 根岸茂夫「雑兵物語」に見る近世の軍制と武家奉公人」『國學院雜誌』九四の一〇、一九九三年。
- (29) 金井圓「土介寇讎記」における幕藩体制の一表現」同『藩制成立期の研究』吉川弘文館、一九七五年。原論文は一九五一年。
- (30) 「含書」(承応四年。鍋島文庫、佐賀県立図書館寄託)。
- (31) 「嬉野家文書」『集成』一七卷二二号、明暦四年五月十二日。
- (32) 笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」吉川弘文館、一九九三年、第六章「知行制と封禄相続制」。
- (33) 鍋島勝茂「口上覚」(泰盛院様御代御書物書拔) 承応四年二月、鍋島文庫)。
- (34) 拙稿「大名と藩」『岩波講座 日本歴史』近世2、二〇一四年(刊行予定)。
- (35) 鈴木前掲書「近世知行制の研究」第四章「藩士知行所」。
- (36) 若尾政希「太平記読み」の時代」平凡社、一九九九年、八一、八九頁。
- (37) 平川新「武士と役人」『歴史評論』五八一、一九九八年。
- (38) 朝尾直弘「公儀」と幕藩領主制」『講座日本歴史』5、東京大学出版会、一九八五年、深谷克己『百姓成立』塙書房、一九九三年。
- (39) 藤田達生「江戸時代の設計者」講談社、二〇〇六年、二三三〜五頁。
- (40) 「多久家文書」『集成』一〇卷七〇三号。
- (41) 「坊所鍋島家文書」『集成』一二卷四一四号。慶長十三年。
- (42) 「坊所鍋島家文書」『集成』一一卷二七四号。慶長十五年。
- (43) 「坊所鍋島家文書」『集成』一一卷二七七号。慶長十五年と推定。

- (44) 「村田家記」「勝茂公譜考補」三乾所収（鍋島文庫）、慶長十五年霜月十四日付村田八助宛家老多久長門守等書状。
- (45) 相浦源左衛門宛勝茂示達、承応三年七月十二日。「蔵入方ニ付而之覚」（鍋島文庫）所収。
- (46) 「坊所鍋島家文書」「集成」一三卷八〇七号。
- (47) 『長崎県史』史料編二、七五五頁。「定」（元和七年十月十二日）
- (48) 「慶長之比御書物」（鍋島文庫）。慶長十年。
- (49) 『長崎県史』史料編二、七五七頁。「郡代へ」（元和七年十月十二日）。
- (50) 以上、佐賀藩に関しては藤野保編『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館、第二章第一節〜第四節、および注（1）拙著など参照。
- (51) 吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』清文堂出版、二〇〇一年。
- (52) 拙稿前掲「大名と藩」。
- （付記）本稿は科学研究費補助金基盤研究（C）（研究代表者・高野信治、課題番号22520679）の成果の一部である。